

福岡県における議会関係 ハラスメントを根絶するための条例

福岡県議会事務局

福岡県は、福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例を制定した（条例第30号として、令和4年7月5日公布、令和5年1月1日施行（ただし、第5条第2項及び第3項並びに第6条から第11条までの規定は、令和5年4月1日から施行））。

都道府県議会でのハラスメント防止に関する条例は全国初。県内全ての地方議会において議員によるハラスメント、議員若しくは議員となろうとする者に対するハラスメントの根絶を目指していく。

1 条例制定の背景

国、地方を問わず、国民（住民）の代表として、その人権と生活を守り、社会公共の問題に取り組むための意思決定を行う「政治」の場に、老若男女、できる限り多様な人材が参画し、多様な意見を反映させることが望ましいのは当然です。しかし、特に女性の政治参画において、我が国は、諸外国に比べ大きく遅れています。

そこで、国会及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指して制定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年

法律第28号）」（以下「政治分野男女共同参画法」という。）が令和3年6月に改正され、男女を問わず、立候補や議員活動がしやすい環境整備やマタハラ・セクハラ等への対応等に関し必要な施策を国及び地方公共団体に義務付ける等、その責務が強化されました。その必要な施策として例示されたのが、防止研修の実施と相談体制の整備です。

この法改正とともに地元紙が「ガラパゴス議会 女性1割の厚い壁」と題する連載記事で本県南部T市の議会において初当選した女性議員に対する男性議員からの執拗なバワハラ「口撃」の事例や福岡都市圏の選挙に立候補した女性への有権者からのセクハラ事例な

ど多数のハラスメント事例を紹介したことが、本県議会が政治分野におけるハラスメント問題に取り組み契機になりました。

令和3年9月議会では、法改正の趣旨や報道を踏まえ、こうしたハラスメント事案を人権問題と捉えて知事や執行部の認識と対応を問う質疑が本会議の代表質問や所管の常任委員会、さらに決算特別委員会で繰り返されました。そして、その議論を通じて、地方議員を対象とした内閣府男女共同参画局の調査が明らかになった、今もなお様々な形のハラスメント行為が多発し、性別を問わず公平な政治参画への機会と地方議員としての活動を阻害している実態に関する認識が、本県議会の

中で広がることになりました。

また、一連の議会質疑への答弁を踏まえて、県は、報道されたT市議会の事案の被害者から人権相談窓口で相談を受け、法務局の人権相談・救済制度及び県弁護士会の人権救済制度に仲介をしましたが、その結果は、関係者の期待を裏切るものでした。

まず、法務局は、検討の結果、議会活動には関与できないとの結論になり、弁護士会も多数の事案を抱え、本事案の着手には数年を要する見込みであることが判明しました。

このような事情と本県議会には女性議員が少ない会派も多いという現状への危機感から、本県議会の主要4会派（交渉会派）の間で、既存の制度に頼らず、県議会自らが政治分野（議会関係）のハラスメントの根絶に取り組み、女性や若い世代の方等、誰でも公職を目指し、政治に直接参画できる環境づくりを進めることが必要との議論が高まりました。

2 制定までの経緯と条例の必要性

そこで、まず、令和4年3月10日、性別を問わず誰もが平等に、相互の人権を尊重して公職にも就任できるよう、ハラスメントの根絶は喫緊の課題であるとして、「当議会は、本県における地方議会関係ハラスメントの根

絶を決意し、自ら率先してハラスメント根絶に向けた取組を定める条例の制定を目指し、広く県内の各地方議会に対しても、連携した取組を呼びかける」ことが決議されました。本決議で議員提案条例の制定を目指すと言った理由は、次の点にあります。

まず、当然のことと認識されていても未だ実現できないハラスメントの根絶には、理念だけではなく、明確なルールが必要であるが、現職の議員が当事者となる問題であり、議会の自律権を守るため議会自身がそのルールをつくる必要があること。

また、ハラスメント事案への対応は、議員の身分にも関わる重大な問題であるとともに外部の利害関係者も存在しうるため、ルールの公平・公正かつ客観的な運用を担保する観点から、議会内部の規程ではなく条例が適切と考えられたこと。

さらに、県内各地方議会にも連携を呼びかけるとしたのは、T市議会の事案等への対応を可能にするという所期の目的に加え、ハラスメントは、意識や風土、文化に関わる問題であり、県議会だけの取組では根絶できない、県内の政治に関わる全ての人に、その根絶を訴える必要があるとの思いによるものです。

この決議を踏まえ、本県議会に常設の会派間の協議・検討の場である議員提案政策条例

検討会議で議論を重ね、パブリックコメントや市町村議会への意見照会を経て、令和4年6月議会において、「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」が議員提案で制定されました（令和4年7月5日公布）。

3 条例の概要

本条例は、全12箇条の簡素なつくりになっています。前例のない試行的な意味合いも強い条例ですから、柔軟な運用が可能ないように、詳細は別途制定する細則に譲り、骨格だけ定めることとされました。その主な規定は、以下のとおりです。

(1) 本条例が対象とするハラスメントを定義（第2条）

本条例では、ハラスメントの認定や県議会の対応策等も規定しているため、法よりも踏み込み、ハラスメントの定義を試みています。また、我が国の実情を踏まえ、本条例は、法が定めるマタハラ、セクハラに加えてパワハラその他広義のハラスメント（相手方に対する誹謗中傷等の嫌がらせ行為）も対象としました。ただし、後者については、議員の活動に対する正当な批判を封じることにならないよう、憲法が保障する思想の自由、表現の自

由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超えるものに限るとしています。

(2) 県議会議員等の責務を規定(第3条)

県議会議員及び県議会議員になろうとする者には、その職にふさわしい高い倫理観が求められること等を自覚して自らの言動を律しなければならないと規定しており、ハラスメントになる言動は当然、その疑いを持たれるような言動も慎むことを求める趣旨です。一方、議員の支援者や有権者によるいわゆる票ハラスメントの抑制を図るため、県民にも、本条例の趣旨の理解と本条例によるハラスメントの根絶への協力を求めています。

(3) 県議会議員及び市町村議会議員等に対する研修の実施を規定(第4条)

改正政治分野男女共同参画法が地方公共団体にも義務付けている研修の実施を議長の仕事としていますが、市町村議会との連携規定(第10条)により、市町村議会の議員と職員対象の研修を実施することも議長に求めています。全ての地方議会に取組を広げる趣旨と小規模な市町村では独自の研修が困難なことに配慮したものです。

類型	相談者(申立人)	被申立人(申立人がハラスメント加害者とする者)
A	県議会議員	県議会議員
B	県議会議員になろうとする者	県議会議員
C	県議会議員	支援者、有権者等(県議会議員になろうとする者を含む。)
D	県議会議員になろうとする者	支援者、有権者等
E	市町村議会議員	市町村議会議員
F	市町村議会議員	支援者、有権者等

※ 本条例で「県議会議員になろうとする者」とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第1項の届出をした候補者だけではなく、対外的に県議会議員に立候補する意思を表明したり、何らかの客観的事実により候補者となろうとしている(た)と認定できる者を含む趣旨です。なお、市町村議会の事案では、このような認定が困難であること等から、「なろうとする者」は対象としていません。

(4) 第三者機関によるハラスメントの相談体制等について規定(第5条、第9条)

これらの規定が本条例の核心ですが、市町村議会との連携のため、市町村議会又はその選挙に関するハラスメント事案についても、市町村議会(議長)又はその議員からの相談を受け付けることにしています(第10条第3項、第5項)。

その結果、本条例が対象とするハラスメント事案の当事者(被害の申立人と被申立人)の関係は、次表のように整理できます。

これらの規定を運用する前提として、議長は、弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者数名(5〜6名)を相談員に委嘱し(第三者機関の設置)、ハラスメント被害の申立人が被害の継続や再発を防止するための措置等について相談できる体制を整備します。相談員には県議会から委託料を支払い、相談者の費用負担は一切ありません。

- ① 相談の具体的な流れは、次のとおりです。相談者が相談者向けに開設した専用電話番号若しくはメールアドレスにアクセスし、又は議会事務局を訪問。↓議会事務局の担当職員が仲介し、相談員との面談日時を調整(相談場所は相談員の事務所が基本)。
- ② 議長が指定した法務事務担当の職員(指定職員)が相談概要を聴取し、受付票に整理・記録。↓相談員に引継ぎ。
- ③ 相談当日も指定職員が同席し記録係を務める。
- ④ 相談者退出後、相談員と対応を協議。↓必要な範囲で相談員と事実関係の調査を実施し、議会関係の情報を提供する等、ハラスメント認定を補助。
- ⑤ ④を踏まえ、相談員が相談者に連絡し、相談員単独で助言実施(助言への県議会の関与を疑われないよう指定職員は関与しな

い)。
以上が基本パターンになります。

(5) 県議会による防止措置

類型A及び類型Bの事案においてハラスメントが認定された場合、本県議会の運営の支障となり、あるいは県民の信頼を傷つける事態にもなりかねません。

そこで、相談員から報告を受けた議長は、ハラスメント行為を行った議員に対し、その継続等を防止する措置として、「注意喚起」又は「(継続/再度) しないことの求め」を行い、後者の措置に従っていただけない場合は、更に「勧告」等も行おう旨を規定しています。また、勧告にも従っていただけない場合、最終的には「事実の公表」(なお、氏名の公表は想定していません。)もできることになっています。

なお、類型D、類型Fの事案は、基本的に県議会の運営等との関わりはなく、当該議員の個人的な問題といえるため、議長による防止措置の対象外であり、相談員の助言にとどまります。また、類型Cの事案も通常は同様に個人的問題と考えられますが、事案によっては県議会としての対応が必要になる場合もあると考えています。

4 今後の取組及び課題と展望

令和5年4月1日の全面施行に向けて、現在、弁護士等の選任と委託条件の調整を進めており、また、条例を補完する細則の制定に向けた準備を進めています。

やはり、本条例の成否の鍵は、相談体制への信頼の確保と市町村議会等の関係者の協力の有無が握っており、本条例の趣旨と意義の周知徹底が不可欠と痛感しています。

なお、本条例では議員対職員のアラスメントは対象としていません。検討会議では対象とすべきとの意見もありましたが、「誰でも公職を目指す環境づくり」を目指す本条例の趣旨を逸脱するのではないかとこの意見や議員対職員のアラスメントはその職員が担当する業務に関して発生することが多く、執行部が組織的に対応すべき問題であって、本条例の相談窓口制度ではかえって職員を守れない可能性があるとの意見を考慮し、議員対職員のアラスメントへの対応については、今後の検討課題とすることになりました。

注

(1) 女性議員の割合は衆院9・9%、参院22・9%、地方議会は2020年12月末時点で14・5% (九州7県では10・7%) に留まり、世界

経済フォーラムが国別に男女格差を指数化した「ジェンダー・ギャップ指数2021」で日本は世界156箇国中120位に位置付けられるなど、世界標準からかけ離れ、非常に遅れている現状を「ガラパゴス」議会と皮肉に表現したもの。

(2) 令和2年度の全国から抽出された1144の地方議会の男女議員1万100人に対する調査と立候補を検討したが断念された方994人のモニター調査では、議員全体の42・3%、男性の32・5%、女性の57・6%が、有権者や支援者、議員等からハラスメント行為を受け、立候補を断念された方全体の61・8%、男性の58・0%、女性の65・5%がハラスメント行為を受けたと回答されている。また、令和3年10月に男女共同参画局が開設したハラスメント事例投稿サイトには、全国の地方議会議員から、議員活動や選挙活動中に有権者や議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメント事例が、1箇月間で1324件も寄せられている。

(3) ハラスメントの認定の程度により、「ハラスメントの疑いが強いので、以後ご注意ください」との注意喚起か、「ハラスメントに該当するので、以後は同様の行為はしないでください」との不作為請求かを選択する。